



# 選挙・議会

## 選挙

問 選挙管理委員会事務局

### ■選挙権

18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上小郡市に住所のある人は、小郡市に選挙権があります。ただし、選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていない人は投票できません。

### ■選挙人名簿への登録

転入後3か月以上経過した人、選挙権年齢に達した人は毎年3月・6月・9月・12月の1日に行う「定時登録」と選挙のたびに行う「選挙時登録」で追加登録されます。これは、選挙管理委員会が住民基本台帳に基づいて行いますので、転入・転出・転居などがあったときは、すぐに手続をしてください。

### ■いろいろな投票制度

#### ●点字投票

目の不自由な人は点字で投票できます。点字器も投票所に用意しています。

#### ●代理投票

手にケガをしたり、目が不自由なため、投票用紙に自書きできない人は、係員の代筆により投票できます。

#### ●期日前投票

投票日に、仕事や旅行などの予定がある人や、病気やケガなどで歩くことが難しい人などは、期日前投票所で、投票日前に投票できます。

#### ●不在者投票

選挙期間中、出張や旅行などにより、名簿登録されている市区町村以外の市区町村に滞在している人は、その滞在先の市区町村の選挙管理委員会で、投票日前に投票できます。  
※投票用紙と不在者投票用の封筒は、あらかじめ、名簿登録されている市区町村に請求し取り寄せておく必要があります。

※不在者投票には、滞在先の市区町村で行うもののほか、病院・老人ホームなどに入院・入所している人を対象とした指定病院などでの不在者投票もあります。

#### ●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている人や介護保険の被保険者証を持っている人で、一定の要件に該当する人は、自宅で投票用紙に記入し、郵便などで送ることにより投票できます。事前に手続が必要ですので、選挙管理委員会事務局へお尋ねください。

#### ●在外投票

仕事や留学などで海外に居住していて、日本国内に住所がない人でも、一定の要件に該当する人は海外で投票できます。対象の選挙は、衆議院議員選挙と参議院議員選挙です。事前に手続が必要ですので、選挙管理委員会事務局へお尋ねください。

### ■投票所

市内13か所に投票所を設置しています。

選挙の際に郵送される投票所入場券(はがき)に記載の投票所を確認してお越しください。

※投票所は変更になる場合があります。

投票区名	投票所
小郡第1	小郡小学校体育館
小郡第2	シルバーパートナーズセンター
小郡第3	人権教育啓発センター
大原第1	大原きぼうの森館(大原校区公民館)
大原第2	大原中学校体育館
東野	東野小学校体育館
三国第1	ふれあい館三国(三国校区公民館)
三国第2	小郡高校セミナーハウス
三国第3	のぞみが丘小学校体育館
三国第4	三国が丘公民館
立石	くろつち会館(立石校区公民館)
御原	御原校区公民館
味坂	味坂校区公民館



## 市議会のしくみ

問 議会事務局

### 議員

市議会議員は通常4年ごとに選挙で選ばれ、市民の声を市政に反映させるために、活動しています。(小郡市議会議員定数18名)

## 請願書と陳情書

問 議会事務局

市民の皆さまの市政などに関する要望や意見を、「請願」や「陳情」として直接議会に伝えることができます。議員の紹介があるものを「請願」、ないものを「陳情」といいます。受付は隨時行っており、それぞれ文書で提出していただく必要があります。

### ●請願書

原則として定例会の運営を協議する議会運営委員会開催日(通常は定例会開催1週間前)の前々日(土・日、休日を除く)の午後5時までに受理したものを、その定例会で審議します。

(詳細は議会事務局にお問い合わせください。)

### 議会の流れ

議会は、議員全員で構成する「本会議」で最終的な意思決定を行います。この会議は定期的に年4回(3月、6月、9月、12月)開かれる「定例会」と、緊急に議会の決定が必要なときに開かれる「臨時会」があります。

### ●陳情書

請願以外の要望書などは全て「陳情書」として、その写しを全議員に配布します。

## 傍聴のご案内

問 議会事務局

本会議や委員会の様子を直接、見聞きすることができます。

市役所本館3階の議会事務局で傍聴受付薄に住所・氏名を記入のうえ、傍聴席にご入場ください。本会議の傍聴席は、本館4階にあり定員43名です。委員会も同様の手続で傍聴できます。(定員は原則5名です。)

※インターネットでも配信をしています。

(小郡市ホームページから「小郡市議会」を選択し、次に「議会中継」を選択してください。)

